

TOKYO GAME SHOW 2025

出展規約

Exhibit Rules

出展規約

出展を希望する事業体・団体は、以下の「東京ゲームショウ2025展示会出展規約」(以下「本規約」という)に基づき、展示会出展を申し込みます。本規約は、別途の定めがない限り、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(以下「主催者」という)、並びに株式会社日経BP/株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ(以下2社を併せて「共催者」という)が別途定める「出展要項」、各種規定・ガイドライン・指示などにも共通に適用されるものとします。

事務局(以下「事務局」といいます)は、この出展申込を受け、申込内容を確認した後、「出展申込受理通知」を発行します。出展社は、これをもって、展示会出展契約の締結が完了することに同意します。

東京ゲームショウ2025展示会出展規約

■事務局

本規約における「事務局」とは「東京ゲームショウ2025」(以下、「本展示会」といいます)の主催者及び共催者が組織する本展示会の運営事務局を指します。

■規約の履行

本規約によって事務局と契約締結した事業者・団体(以下、「出展社」といいます)は、本規約に記載する各規定及び事務局から提示される各規定、ガイドライン、ポリシー及び指示等を遵守するものとします。出展社がこれらに規約等に違反した場合、又は第三者への迷惑行為、若しくは公序良俗に反する行為があると主催者若しくは事務局が判断した場合、主催者若しくは事務局は出展申込の拒否、契約の解約、コンテンツの展示・掲載・配信の中止・変更の指示を、それぞれ行うことができ、出展社はこれに同意するものとします。その際、出展社から事前に支払われた出展料及び費用の返還、及び契約の解約、展示・コンテンツの掲載・配信の中止・変更によって生じた出展社及び関係者の損害について主催者及び事務局は一切補償しないとともに、主催者若しくは事務局に損害があった場合には、出展社はその全額を賠償するものとします。

■出展資格

出展社は、事務局の定める本展示会の主旨に沿うゲームソフト、ゲーム製品、関連サービスを提供する会社、及びその他事務局が認めた事業者・団体に限定され、事務局は出展ソフト、ゲーム製品、関連サービス等が、本展示会の主旨に適するか否かを判断する権利を有します。

■契約の成立

事務局は、出展を希望する事業体・団体から本展示会への出展申込を受け、申込内容を審査後、出展申込受理通知を発行し、これをもって事務局と出展社間の本展示会出展契約の締結の完了とします。

■リアル展示会場内及びオンラインの出展物・販売物の制限

①リアル展示会場内及びオンラインの出展物(販売物を含む)は、すべて主催者である一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の「コンピュータエンターテインメントソフトウェア倫理規定」(以下「CESA倫理規定」といいます)に準じたものに限ります。CESA倫理規定に抵触するソフトに関連した物品(キャラクターグッズ等)のオンライン販売も禁止します。CESA倫理規定については、ホームページ(<https://www.cesa.or.jp>)を参照してください。

②コンシューマ向けゲームソフト及び関連製品・サービスのプロモーションと、関連グッズの販売を原則とします。

※ゲームソフトについては出展区分の制限を参照してください。

※ファミリーゲームパークにおいては、CEROレーディングマーク「B以下」「教育・データベース」を取得しているソフト及び関連製品に限ります。レーディング制度については、ホームページ(<https://www.cero.gr.jp/>)を参照してください。

③出展社が取り扱う商品以外の展示会場内及びオンラインでの出展及び販売はできません。共同出展を希望する場合は、事務局まで事前に相談してください。

■出展区分の制限

・新聞、書籍を除く物品の販売は、物販コーナーおよび主催者企画以外ではできません。

※一般展示コーナー、またはそれに準じるコーナーに出展しているパブリッシャーに限り、物販コーナーでゲームソフトの販売が可能です。

※また9ホール、10ホール、11ホールの出展社(スマートフォンゲーム、AR/VR、eスポーツ、ゲーミングハードウェア、ゲーミングライフスタイル、インディー※選考出展は除く)及びファミリーゲームパークの普通小間の出展社は、出展物に限り物販コーナー同様にブース内での販売が可能です。

・ターンキーブースでの出展の場合、小間内のイベント実施(トークショー、撮影会など)はできません。

・ファミリーゲームパーク内 ゲーム体験コーナーでのイベント実施(トークショー、撮影会など)はできません。

・同一コーナー内に複数箇所の小間出展を希望する場合は、事務局まで事前に相談してください。

■リアル展示会場内出展規定(幕張メッセ会場)

- ①ブースの装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出・運営方法等は、事務局が提供する「出展要項」に規定され、出展社はこれに従わなければなりません。
- ②ブース内の演出において、性的表現や差別的表現など公序良俗に反する過剰な演出は行うことはできません。これに違反していると事務局が判断した場合は、演出中止を勧告し、出展社はこれに従うものとします。
- ③「出展要項」に規定がないブースの装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出・運営方法等についても、事務局が変更、中止が必要と判断を下した場合は、展示会開催前・開催期間中にかかわらず、出展社はこの判断に従うものとします。
- ④出展社は自社の展示が近隣の出展社などの妨害にならないようにしなければなりません。事務局が出展要項の規定をもとに妨害、違反の有無の判断を下し、出展社はこの判断に従うものとします。
- ⑤事務局の指示により生じた、装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出方法等の変更、中止にともなう費用は出展社が全額負担し、当該変更・中止に伴って損害が生じた場合でも、出展社は事務局を免責するものとします。
- ⑥出展社は、事務局が出展要項に定める展示会準備期間中に小間装飾を行い、展示会開催時刻前までに、すべての小間装飾を完成させるものとします。
- ⑦すべての展示品及び装飾物は、事務局が出展要項に定める撤去時間帯に、即日撤去するものとします。
- ⑧展示品の一部または全部を開催期間中に撤去することは固く禁じます。
- ⑨出展社は、展示会場に適用される防火および安全にかかるすべての規則、法規を厳守しなければなりません。

■出展社名

出展社は事務局が本展示会において、Web登録フォームに入力された出展社名を、リアル展示会の広告やTGS公式Webサイトなどに掲載することを認めます。出展社は出展申込の際、Web登録フォームに、必ず、展示会で掲出する出展社名を入力するものとします。

■リアル展示小間位置の決定(ファミリーゲームパーク除く)

- ・展示小間位置は出展コーナー別に実施する小間位置選定会にて決定します。小間位置選定会は、42小間以上(隣接小間がない形状)の出展社、42小間未満16小間以上(隣接小間がある形状)の出展社、16小間未満(隣接小間がある形状)の出展社の3回に分けて実施します。

42小間以上(隣接小間がない形状)の出展社：2025年6月17日(火)

42小間未満～16小間以上(隣接小間がある形状)の出展社：2025年6月24日(火)

16小間未満(隣接小間がある形状)の出展社：2025年7月8日(火)

・選定方法

①42小間以上の出展社

事務局で予め用意した大まかな選択可能エリアの中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。

②42小間未満16小間以上の出展社

小間数に応じて事務局で予め用意した選択対象小間の中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。

①、②の選定期に、小間数が同数の出展社が複数あった場合の選択順位は以下の様になります。

1.前回(東京ゲームショウ2024)出展実績があり、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社(出展申込締切日までに申込フォームが事務局に到着した出展社を意味します。)

2.前回出展実績があり、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社

3.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社

4.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社

※上記条件が同じ出展社が複数ある場合は、CESA会員を優先し、さらに同じ条件になった場合は、抽選により選択順位を決定します。

③16小間未満の出展社

小間数に応じて事務局で予め用意した選択対象小間の中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。

小間数が同数の出展社が複数あった場合の選択順位は以下の様になります。

1.前回(東京ゲームショウ2024)出展実績があり、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社(出展申込締切日までに申込フォームが事務局に到着した出展社を意味します。)

2.前回出展実績があり、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社

3.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社

4.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社

※上記条件が同じ出展社が複数ある場合は、CESA会員を優先し、さらに同じ条件になった場合は、申込到着順に選択順位を決定します。(16小間未満の出展社は抽選の実施はありません。)

※42小間以上は、島小間(隣接する小間がない形状)とします。

※小間位置選定会時に小間数および小間形状の変更はできません。

※小間位置選定会時に収容しきれない場合、事務局と協議の上、小間数を調整するか、小間形状を申し込み小間数の同面積に換算して縦横の比率を変える場合があります。

※混雑緩和のため、1エリア(1-3ホール、4-6ホール、7-8ホール、9-11ホール)毎に42小間以上の小間配置を制限する場合があります。詳細なルールに関しては、小間位置選定会時に共有させていただきます。

※小間位置選定後の位置変更はできません。ただし、他出展社のキャンセルまたは小間数追加等の理由がある場合は、事務局と協議の上、小間位置を変更する場合があります。

※申し込み状況により、事前に選定方法を変更する場合があります。その場合は、小間位置選定会以前に事務局より連絡します。

※小間図は選定会時に初公開となります。事前の共有はありませんのでご了承ください。

■ 小間形状

- ・小間の形状(縦○小間×横○小間)は整数で申し込んでください。未記入の場合は事務局で判断させていただきます。
 - 42小間未満の場合
縦横ともに最大7小間とし、縦横比が1:2以内とします。
ただし、縦1小間×横3小間、縦4小間×横8小間は出展可能とします。
 - 42小間以上の場合
縦は7小間とします。
・42小間以上の場合は、7の倍数でお申し込みください。その際は必ず縦を7小間としてください。(48小間(縦6小間×横8小間)のお申込みはできません。)
 - ・会場レイアウトの都合上、配置が困難な小間形状は変更させていただく場合があります。

■ ファミリーゲームパーク小間位置の決定

- ・展示小間位置は出展コーナー別に実施する小間位置選定会にて決定します。
ファミリーゲームパークの出展社:2025年7月8日(火)
- ・選定方法
 - <ゲーム体験エリア出展小間>
 - ①有料出展の出展社
事務局であらかじめ用意した対象小間の中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。
 - ②無料出展(他のコーナーに「42小間以上」で出展)の出展社
事務局であらかじめ用意した対象小間の中から、①で選定された小間位置を除いた小間を、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。
 - <職業体験エリア出展小間>
 - ③事務局であらかじめ用意した対象スペースの中から、出展小間数が多い順にご希望の小間位置を選定します。
- ①、②、③の選定時に、小間数が同数の出展社が複数あった場合の選択順位は以下の様になります。
 - 1.前回(ファミリーゲームパーク2024)出展実績があり、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社(出展申込締切日までに申込フォームが事務局に到着した出展社を意味します。)
 - 2.前回出展実績があり、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社
 - 3.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日までに申し込んだ出展社
 - 4.前回出展実績がなく、かつ、出展申込締切日を過ぎて申し込んだ出展社
- ※上記条件が同じ出展社が複数ある場合は、CESA会員を優先し、さらに同じ条件になった場合は、抽選により選択順位を決定します。
- ※小間位置選定後の位置変更はできません。ただし、他出展社のキャンセルまたは小間数追加等の理由がある場合は、事務局と協議の上、小間位置を変更する場合があります。
- ※申し込み状況により、事前に選定方法を変更する場合があります。その場合は、小間位置選定会以前に事務局より連絡します。
- ※小間図は選定会時に初公開となります。事前の共有はありませんのでご了承ください。

■ オンライン出展規定

- ①オンラインによるコンテンツの掲載・配信においては、事務局が提供する「出展要項」に規定され、出展社はこれに従わなければなりません。
- ②出展社が作成・配信する動画や配信番組等において、性的表現や差別的表現など公序良俗に反する過剰な演出は行うことはできません。
- ③「出展要項」に規定がない動画や配信番組等に関する演出方法等についても、事務局は変更、中止を要請することができるものとします。
- ④出展社は自社の掲載・配信コンテンツが、第三者の権利を侵害せず、また他の出展社・第三者の名誉、声望、又は信用を害する内容としないことを誓約します。
- ⑤前各項に違反していると事務局が判断した場合は、出展社に対して動画・配信コンテンツの掲載・配信等の変更及び中止を要請できるものとし、出展社はこれに従うものとします。
- ⑥事務局の指示により生じた、コンテンツ掲載や配信、演出方法等の変更、中止にともなう費用は、出展社が全額負担するものとします。

■ 転貸の禁止

出展社は事務局の事前の書面による許諾なく、本規約から生じる契約上の地位及び権利(番組配信枠や展示枠、TGS 公式Webサイト内出展社紹介ページの全部又は一部を含むがこれに限らない)を第三者へ譲渡又は貸与等(譲渡料、貸与料等の有無を問わず)することはできません。

■出展申込み及び料金支払期限

- ①本展示会出展契約の締結完了日をもって出展契約日とします。
- ②事務局は出展契約日以降、出展社へ請求書を発行し、出展社は出展料金を請求書に記載された支払期日までに事務局指定の銀行口座へ振り込むものとします。なお、この際の振込手数料は出展社の負担とします。支払期日までに入金が確認されない場合、事務局は本展示会にかかる契約を解約することができるものとします。

■出展申込みの解約

- ①出展社が出展契約日以降に出展契約のすべて又は一部を解約する場合は、必ず文書にて事務局に通知するものとします。
- ②出展社による解約に伴う解約料(消費税別)は以下の通りとし、出展社は解約料を、事務局から解約料にかかる請求書受領後、30日以内に支払うものとします。

【リアル出展の解約料】

- ・2025年5月31日(土)～6月16日(月):出展料の50%
- ・2025年6月17日(火)以降:出展料の100%

【オンライン出展の解約料】

- ・2025年5月31日(土)～7月8日(火):出展料の50%
- ・2025年7月9日(水)以降:出展料の100%

■損害責任

- ①出展社(従業者等、委託先等を含む関係者を含む)が、本展示会におけるリアル展示・コンテンツ掲載・配信に関連して起こした障害、損害等について、事務局は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。
- ②本展示会でリアル展示・Web掲載・配信するコンテンツ等の権利処理については、出展社各自の費用と責任で行うものとします。また天災その他の不可抗力により発生した事故(盜難、紛失、火災、損傷等)については、事務局は賠償の責を負いません。出展物の輸送および展示中の保護については、必要に応じて保険をかけるなど適切な対策を取ってください。
- ③事務局の指示により生じた、装飾・構造方法、音量、展示内容・方法、演出方法等の変更にともなう費用は出展社が全額負担するものとし、事務局は理由の如何を問わず、一切の支払義務を負いません。
- ④出展社は、その雇用者または関係者の不注意によって生じた、本展示会の建築物または設備の一切の損害に対して、ただちに賠償を行うものとします。
- ⑤事務局は本展示会のTGS 公式Webサイト、又はその他のプロモーション用資料の中に偶発的に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。
- ⑥各種ウィルスなどによる感染症の流行・蔓延により、国、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年五月十一日号外法律第三十一号)に基づく緊急事態措置により、本展示会の全部又は一部を中止又は延期し、又は内容変更を要請する場合があります。この法律により、あるいは事務局独自の判断に基づく本展示会の中止、延期、変更によっても事務局は既に受領した出展料の返還はしません。なお、状況によって事務局は単独の判断により、本項に定める取り扱いと異なる決定をする場合があります。
- ⑦事務局は本展示会の予想入場者数を公表することがありますが、あくまで予想に留まるものであり、前⑥による事情変更を含め、その数を保証するものではないことを出展社は承諾するものとします。

■設備の負担等

- ①本展示会のサービスの提供を受けるために必要な、コンピュータ、ソフトウェア、その他の機器、通信回線、その他の通信環境等の準備及び維持は、出展社の費用と責任において行うものとします。
- ②出展社は、自己の利用環境に応じて、コンピュータウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

■統計情報

事務局は本展示会により各出展社のオンライン出展サイト・管理エリア等にアクセスした来場者等のアクセス情報(IPアドレス等を含むがこれに限らない)を取得及び利用できるものとします。なお、当該取得により、事務局が出展社に当該アクセス情報を提供するものではありません。

■展示会の延期・変更・中止

事務局が事務局の責に帰する事由に基づいて本展示会を延期し、会期期間を変更し、又は中止した場合、事務局は出展社に対して、開催残余日数を基準として日割計算した料金の払い戻しを行うものとします。本条に基づく事務局の出展社に対する責任は、当該日割計算した料金の払い戻しに限定されるものとします。

■不可抗力

事務局は以下の各号に定める不可抗力により、本展示会の開催が困難又は不可能となり、又は不可抗力が生じるおそれがあると事務局が判断する場合には、本展示会を延期し、会期期間を変更し、又は中止できるものとします。ただし、この場合には、事務局が既に受領した出展料金は出展社へ返金しません。

なお、出展社が上記の各事由に基づく本展示会の延期、会期変更又は中止によって損害を被った場合でも、事務局は出展社に対し何ら責任を負わないものとします。

- (1) 本展示会に係るコンピュータ・システムの点検を緊急に行う場合
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 天災地変(地震、台風、暴風雨、津波、洪水、地すべり、落雷、爆発、火災等を含む)
- (4) 社会的混乱(戦争、テロ、敵対行為、内乱、暴動、市民騒擾等を含む)
- (5) 公権力による行為(法令・規則の制定改廃、政府機関の介入、行政命令、通商禁止等を含む)
- (6) 感染症・伝染病(各種細菌、各種ウィルス等を含む)の蔓延
- (7) 資材・資源不足(電気・ガス・水道の供給停止、石油の不足、原材料・資材の不足等を含む)
- (8) 労働争議(ストライキ、サボタージュ、ロックアウト等を含む)
- (9) 重要取引先の債務不履行(運営会社の破産・破綻等を含む)
- (10) 前各号の他、事務局の責に帰さない事象

【個人情報取得に関するご説明】

日経BPは、東京ゲームショウ2025の個人情報の第1次取得者として、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、下記の通り個人情報を取得いたします。なお、提出いただいた情報は東京ゲームショウ2025主催の一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会(CESA)と共にソニー・ミュージックソリューションズに第三者提供します。第三者提供後は、各社それぞれの責任において管理され、お客様に直接各種ご案内(e-mail、ダイレクトメール、アンケート調査等)を差し上げる場合があります。

日経BPの個人情報保護方針

<https://www.nikkeibp.co.jp/atcl/corporate/p8/>

日経BPのプライバシーポリシー

<https://www.nikkeibp.co.jp/atcl/corporate/privacy/>

《第三者提供先》

CESAのプライバシーポリシー

<https://www.cesa.or.jp/privacy-policy/>

ソニー・ミュージックソリューションズの個人情報取得に関するご説明

https://www.sonymusicsolutions.co.jp/s/sms/page/company_privacy